

平成 17 年 11 月 29 日

週刊新潮編集部 ████████ 様

昨日承りましたご取材・ご質問に関しまして以下のとおり回答させていただきます。

まず、当社の 100%子会社でありますソフトバンク・インベストメント株式会社(以下ソフトバンク・インベストメント)が管理・運用する『ソフトバンク・IT・ファンド 1 号』は(ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファンド 1 号を通じて)株式公開を計画する有望な未公開企業に投資をすることを目的として組成されたファンドですが、このようなファンドの常として、投資成果が出てくるまでには早くとも数年の期間がかかることに加え、それまでの期間については、ファンドに関わる費用等の負担が先行することから一時的に当該ファンドの純資産が減少することがあります。

現在は、2 年間の運用延長期間に入っており、その運用成績は投資元本を大きく上回る程に回復し、2005 年 8 月にはそのうち一部を現金分配しており(一口あたり 30 百万円)、残りの資産についても順調に推移している状況ですので、当該ファンドの組合員たる投資家の皆様には、現時点での運用成績に対しては相応にご評価頂けているものと思っております。

なお、当ファンドは組合の存続期間中は業務執行組合員の承諾が無ければ組合員たる地位の譲渡が出来ない契約になっていますが、特に譲渡をご希望される投資家(組合員)の方がおり、かつその譲渡を実施する相手方に問題ない場合には原則譲渡が認められる取扱いになっており、運用期間中に出資口を譲渡した投資家様もおります。これらの譲渡に際しての譲渡価格は譲渡を行う当事者間の合意により決定されており、その譲渡価格の決定にファンドの運用者たるソフトバンク・インベストメントは関与いたしておりません(ただし、ソフトバンク・インベストメント自身が出資口を取得したケースは除きます)。

また、譲渡が承認され実際に譲渡が完了した場合には、すみやかに通知書を発送するか運用報告書と合わせて組合員に通知しております。しかしながら、2001 年 1 月に発送した 3 通の組合員向け譲渡通知書において、譲渡日のミスプリントがあり、ご指摘の譲渡時期と通知時期が大幅に異なるケースと受け止められる可能性はありますが、当該事例についても実際の譲渡の後に速やかに通知を送付しており、またその後の組合内部資料でも当該譲渡日については正確に報告されておりその他に通知時期が異なるケースの存在は特別認識しておりません。

以下、お電話にて承りました具体的なご質問に関して回答させていただきます。

(1) 5 年間の運用期間で運用を終了した投資家は一口あたり 5 百万円の利益を得るとどまり、その後の延長期間も出資口を保有し続けている投資家は一口あたり 30 百万円の利益が得られているという話は事実か、またその所以は何なのか? とのご質問に関しまして

そもそも当ファンドの運用期間の延長に関しては、当該組合契約の定めに基づき運用者たるソフトバンク・インベストメント株式会社の判断により決定されるものであり、組合員個々の判断により償還時期を選び得るものではございません。すなわち組合員によって償還時期が異なることはあり得ず、従いまして償還時期の相違による組合員間での取得利益の不一致という事象も当然発生し得ません。

ここでいう「5百万の利益を得た投資家様」につきましては、当社子会社のSBI証券株式会社(旧ワールド日栄フロンティア証券株式会社)において、一部の組合員から、その時点での時価に準じて105百万円という価格で出資口を譲受けたケースがありますので、それらの組合員に関して、当初出資金額(100百万円)との差額を鑑みて「5百万円の利益を得た」と定義するのであれば、そのような組合員の方がいるということは事実として認識するところであります。ただし、前述のとおり5年間の運用を終了しての償還ではありません。

また、「30百万円の利益」については、『ソフトバンク・IT・ファンド1号』において2005年8月に実施した一口当り30百万円の現金分配を指してのことと理解いたします。

当該質問は、これらの事実を前提としてのもものと理解いたしますが、ファンド運用期間内のある時点における投資家様の個別のご事情による出資口の任意の譲渡における譲渡価格と、組合契約本来の定めに基づく組合員としての投資残高の一部の分配金としての受領という全く異質のものを比してのもものと考えられますので、5百万円と30百万円という金額はそもそも並列比較し得るものではないと存じます。なお、ファンド投資家の「利益」は、運用終了時に、償還金と運用期間中に受け取った分配金の合計をもって確定するものであり、当社としては現時点において「30百万円の利益を得た」という表現自体適切性を欠くものと認識しております。

## (2) 当社(グループ)が出資口を取得した際の譲渡価格の決定根拠に関しまして

お電話でも申し上げたとおりですが、当社が出資口を取得するケースでは、その時点の時価に準じた客観的に妥当性ある価格としており、その算出においては第三者機関も交えております。SBI証券におきましても、先述の105百万円にて取得したケースの他、ご質問ありました、裁判に発展し原告ご本人および原告弁護士関与のもと出資口の引取りという形で裁判上で和解したケースも、その和解金額は和解成立時点の時価に準じた正当性ある価格評価に基づくものであったと認識しております。

以上、ご照会承っていた点につき回答申し上げます。